

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

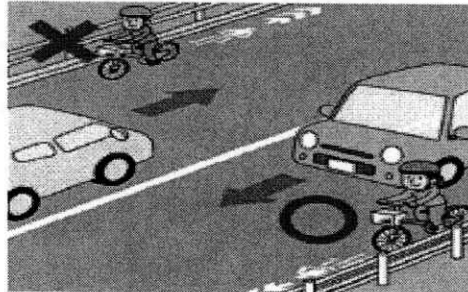


【自転車マナーアップ強化期間】

令和8年5月1日（金）～5月31日（日）までの間

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



～令和8年4月1日に施行された改正道路交通法～

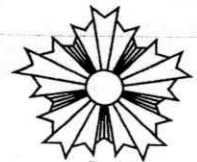
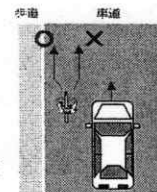
1 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

- 16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの一定の交通違反を対象に交通反則通告制度の導入されました。
- 警察官の警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険をおよぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の場合については指導警告を行います。



2 自転車の右側を車両が通過する場合のルール

- 自転車の義務として、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で車両が自動車の右側を通行するときは、自転車はできる限り道路の左端に寄って、通行しなければなりません。



杜

氏

の

町

～編集発行～

東広島警察署

082-422-0110

安芸津交番

●交番管内

事件・事故発生状況

(令和8年4月末

現在暫定値)

事件

器物損壊 1件

非侵入窃盗 2件

詐欺 1件

交通事故

○物損事故 42件

○人傷事故 3件

☆ 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査
受講・受検対象者の方へのお知らせ ☆

「高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約はお早めに」

例年、学生が夏休みとなる時期は、高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約が大変取りにくくなります。

通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をしてください。

なお、認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください。

70歳以上の方(更新期間満了日における年齢)の運転免許証の更新は、事前に高齢者講習等を受講しておく必要があります。

